

附属機関等の設置及び運営指針（抜粋）

4（4）会議の公開等

ア 会議の公開

（ア）附属機関等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開に努めるものとする。

a 情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号）第 6 条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

b 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（イ）会議を開催する場合は、事前に県民が、その開催日時、開催場所等を知ることができるよう十分な周知を行うものとする。

イ 議事内容等の情報の提供

（ア）会議の終了後、速やかにその議事録及び会議資料又は議事要旨の公表に努めるものとする。

（イ）附属機関等の委員を選任した場合は、原則として委員の氏名等を選任後速やかに公表するものとする。

（ウ）議事内容等の情報の提供に当たっては、個人情報の保護に留意するとともに、文書課での備え付けやインターネットなどの活用を図るものとする。

附属機関等の設置及び運営指針の運用について（抜粋）

4 会議の公開等について

（1）会議の公開又は非公開の決定は、附属機関等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

なお、当該会議に諮って行う会議の公開又は非公開の決定は、次回以降の会議の取扱いを決定することとし、この指針適用後又は附属機関等の設置後最初に開かれる会議の公開又は非公開については、次によるものとする。

ア 既存の附属機関等については、従前の例による。

イ 新設の附属機関等については、当該附属機関等の事務局の判断による。

（2）～（4） 省略

情報公開条例（平成 12 年 3 月 28 日条例第 6 号）（抜粋）

（公文書の公開義務）

第 6 条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

（2） 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。

（3）・（4） 省略

（5） 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（6） 省略